

入札説明書等に対する質問回答書

「西乗北線林道改良工事」

質問事項	回答事項
<p>営業所技術者と建設工事現場に配置する技術者の兼務について</p> <p>本発注工事は営業所技術者等と主任技術者・監理技術者の兼務は可能か。</p>	<p>建設業法第二十六条の五(営業所技術者等に関する主任技術者又は管理技術者の職務の特例)の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、兼務は可能です。</p> <p>(参考:各号に掲げる要件)</p> <p>一当該営業所において締結した請負契約に係る建設工事であること。</p> <p>二当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満となるものであること。</p> <p>三当該営業所と当該建設工事の工事現場との間の移動時間又は連絡方法その他の当該営業所の業務体制及び当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関し国土交通省令で定める要件に適合するものであること。</p> <p>四営業所技術者又は特定営業所技術者が当該営業所及び当該建設工事の工事現場の状況の確認その他の当該営業所における建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理に係る職務並びに当該工事現場に係る前条第1項に規定する職務(次項において「営業所職務等」という。)を情報通信技術を利用する方法により行うため必要な措置として国土交通省令で定めるものが講じられるものであること。</p> <p>建設業法施行規則</p> <p>第17条の6 (法第26条の5第1項第4号の国土交通省令で定める措置)</p>

	<p>法第26条の5第1項第4号の国土交通省令で定める措置は、前条第1項第1号の営業所技術者又は特定営業所技術者が当該営業所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていることとする。</p>